

# 千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則の概要

## 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

### 1 改正理由

- (1) 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」による「建築士法（昭和25年法律第202号。以下「士法」という。）」の改正により、士法第7条及び第8条の建築士の欠格事由に係る規定のうち、「禁錮」が「拘禁刑」に改正されます。

この改正に伴い、「千葉県建築士法施行細則（昭和26年千葉県規則第2号。以下「細則」という。）」の二級・木造建築士の登録に係る様式を改正します。

- (2) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しが行われ、士法第6条第2項に基づく建築士の名簿及び同法第23条の9に基づく建築士事務所登録簿のインターネット閲覧が可能とされたことにより、プライバシーへの配慮を図るため、「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「施行規則」という。）」第3条各号に掲げる一級建築士名簿の登録事項のうち、性別及び生年月日を登録事項から削除する省令改正が行われたことから、二級・木造建築士名簿の登録事項においても同様の対応をするため、細則の一部を令和7年4月1日付で改正しました。

この施行規則の改正に合わせて、士法第10条の4の規定により一級建築士の登録の実施に関する事務を行う機関として指定されている公益社団法人日本建築士連合会にて定めた一級建築士の登録事項変更届及び免許書換え交付申請書の様式から生年月日及び性別が削除されたことから、細則で定める二級・木造建築士の登録事項変更及び免許証（免許証明書）の書換えに係る様式を改正します。

### 2 改正内容

#### 様式改正

- (1) 二級・木造建築士の免許申請書（第二号様式）裏面の欠格事由欄中の「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を

改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。」に改正します。

- (2) 二級・木造建築士の登録事項変更の届出及び免許証（免許証明書）の書換え交付申請に係る様式（第四号様式、第四号様式の二、第四号様式の三）中の生年月日及び性別欄を削除する改正を行います。

### 3 施行期日

- (1) …令和7年6月1日  
(2) …公布日（令和7年5月23日）